
種別 : 団体
法人名 : 株式会社 カレン

質問 1 につき、第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の現金を対価として付与する取引であるため、報酬性はなく、この提案に同意できません。

【理 由】

公開草案の報酬と考えた理由の記載 17～23 項の以下の記載に問題があると考えするため。

17 項(1)について

「有償」の特徴を除いたら「無償」と同じになってしまうのは、当たり前のことである。その特徴を除いたら有償ではなくなってしまうため、専門家が議論した結果としての記載とは思えない内容に愕然としました。

17 項(2)と 18 項について

ストック・オプション会計基準は、典型的な無償発行のストック・オプションを想定して開発された基準であること、

公開草案 15 項に記載がある通り、そもそも有償新株予約権を想定していなかった中で、無償のストック・オプションを報酬と定義した基準であることから、その基準の記載がなんであるろうと、土俵の異なる有償発行新株予約権を報酬として判断する理由にはならないと考える。

17 項(3)(4)について

投資制度であるため、取引としての成立の絶対条件が、付与対象者の投資判断と応募行為であり、当該取引の本質を無視した、一方的な報酬としての考え方のおしつけは理解できない。

17 項(5)について

世の中の基本的な投資は、投資家の様々な分析の結果、当該価格が割安と考え投資行動が発生する。投資対象が新株予約権だろうが株式だろうが不動産もだろうが同様であり、それはあくまでに投資家の主観となる。価値そのものの客観的な割安さの議論と個人の主観的

な割安さと混同してはならない。それを ASBJ が区別なく勝手に割安と決めつけ報酬性があると結論づけている理由が理解できず、投資の本質を理解していないように見える。

21 項について

IFRS との GAAP 差を広げる内容となっており、その合理的な説明が一切なされていない。IFRS とのコンバージェンスが大前提と聞いているが、この草案が施行された場合の IFRS 適用会社や適用を検討している会社に対しての影響は検討されたのか、説明を求める。

以上